

地籍調査事業の

早期完了を目指します

市では、岩井地域における地籍調査事業について、平成元年より調査を進めてきましたが、長須・中川の各地区および七郷地区の一部（中里・下出島）の調査完了に留まる状況となっております。

今年度からは、災害復旧の迅速化をはじめとする事業効果の重要性を踏まえ、組織体制の強化及び年次計画策定等により調査期間の短縮化を図り、岩井地域全域の早期調査完了を目指します。

今後、引き続き「七郷地区」の調査を進め、今年度は、大谷口の一部（七郷地区の一部）の調査に着手します。
※猿島地域については調査が完了しています。

地籍調査とは

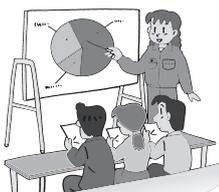
国土調査法に基づき、一筆（登記されている地番）ごとの土地について、その所有者、地番および地目の調査と境界

や面積に関する測量を行い、その結果に基づいて地籍図と地籍簿を作成するものです。法務局（登記所）では、この地籍図と地籍簿に基づいて、公図と登記簿の内容が変更されます。

地籍調査のメリット

- 地籍調査により土地の実態を明確にできるため、
- ①災害復旧の迅速化
 - ②土地の相続および取引の円滑化（みなさんの大切な土地を次世代に継承）
 - ③課税の公平化
- などが図られます。

調査の方法



①住民への説明会
調査に先立って、住民への説明会を実施します。



②一筆地調査
土地所有者等の立会により、境界等の確認をします。



③地籍測量
地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を行います。



⑥登記所への送付
登記所では、登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。



⑤成果の閲覧・確認
地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設けます。



④地積測定・地籍図等作成
各筆の筆界点をもとに、正確な地図を作り、面積を測定します。

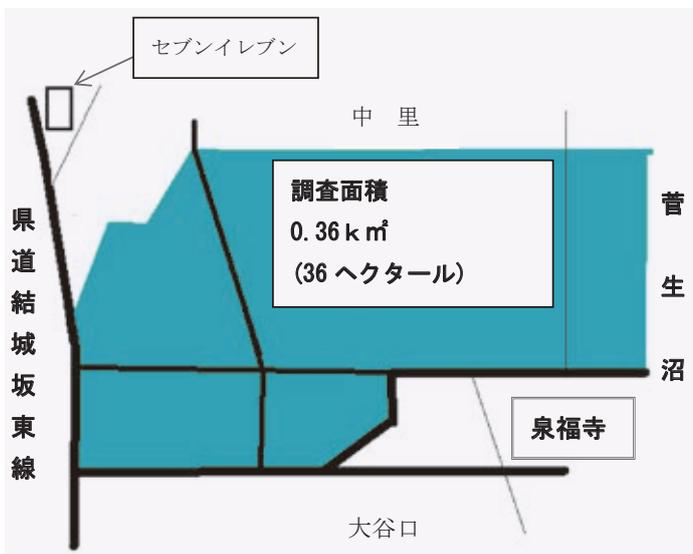
地籍調査事業説明会の開催

地籍調査の概要などについて、調査区域内の土地所有者を対象とした説明会を開催します。



- 区域 大谷口地区の一部（右記区域）
 - とき 8月23日(木) 午後7時～
 - ところ 大谷口公民館
- ※詳細については、通知文をご確認ください。

【区域図】



■お問合せ 農業政策課 地籍調査推進室 ☎0297(21)2194

▼息子が電話でお金を要求してきたら、詐欺を疑いましょう